

思えば、五年前に一人で議員年金廃止を言い始めたところは、私は変人扱いをされました。しかし、やがてよく理解者が一人また一人とあらわれ、彼ら心ある同志たちの力で賛同者は党の過半数を超え、今回四度目の法案提出に至りました。まずは、昨年の選挙で議席を失った多くの同志を含め、これまで支えてくださったすべての民主党同志に心から感謝申し上げます。

議員年金特権のまず一つは、議員はダブル受給であり、議員年金が廃止になっても年金がなくなるのではなく、国民の皆様と同じ年金があることです。

次に、納付金月額十萬三千円についても、調べてみますと、歳費アップの一部を納付金に充てており、実際には全額税金のお手盛りそのものです。しかも、この納付金には社会保険料控除がありません。

議員は、国民の皆様と同じ生活をする。議員は、国民の皆様と同じ年金で生活する。繰り返します。議員は、国民の皆様と同じ生活をする。議員は、国民の皆様と同じ年金で生活する。この極めて当たり前のことが今までなされてこなかったのです。

議員が国民の皆様と同じ生活をするからこそ、国民の皆様についてのルールを定めることができるのです。

私たちの法律案は、議員が国民の皆様の税金で生活させていただいている公僕、パブリックサーバントとしてごく当たり前のことを憲政史上初めて高らかに宣言するものであります。

小泉総理は、一週間前の所信表明演説において、吉田松陰の心構え、すなわち、志ある人はしかばねをさらしても構わないと常に覚悟しているを紹介しました。しかし、与党案は、引退後も考え、しかばねをさらさないという案であり、自民党総裁の意向と矛盾するものであります。

また、格差社会の広がりも現代日本の最大問題です。小泉総理は、数字によると格差社会は認められないと力んでいます。しかし、議員年金は、国民の皆様と同じ年金をもらった上に、さらに税金一〇〇%の超特権年金を議員のみが受けるものです。与党案は、まさに格差社会のシンボルを温存、存続させるものです。

繰り返しますが、最大のモラルハザードは、国民の皆様を年金を決定し、負担増を強いた張本人である国会議員が、国民の皆様と同じ年金のほかに超優遇年金をもらっているということです。これは、憲法四十三条が宣言する全国民を代表する国会議員とは、とても恥ずかしくて言えないのではないのでしょうか。

議員年金の廃止は、年間三十億円に限られた話ではありません。廃止によって、議員みずからが国民の皆様と同じ年金になって初めて、四十兆円規模の公的年金すべてについて不公平のない一元化が始まるのです。

昨年末、都議会民主党は、我が国初めてとなる地方議員共済年金の廃止を求める意見書を取りまとめました。残念ながら、賛成は民主党と生活者ネットのみ、他のすべての会派の反対多数で採択されなかったそうです。

本日の議員年金廃止法案の審議が、日本の全議員が公僕、パブリックサーバントであること、そして、議員は国民の皆様と同じ生活をするからこそ国民の皆様のことを決める権利と義務があるんだという当たり前のこと、政治の原点を日本が取り戻す歴史的な第一歩となることを国民の皆様が力強く約束したいと思えます。

以上、まさに民主党が先んじて与党を動かした国会議員互助年金法を廃止する法律案の趣旨、本質を御説明いたしました。

御可決いただきありがとうございます。心よりお願い申し上げます。

○佐田委員長 これにて趣旨の説明は終わります。これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鈴木恒夫君。

○鈴木(恒)委員 自由民主党の鈴木恒夫でございます。自由民主党と公明党を代表して、与党案について一問、民主党案について一問。私に理事会で決めたこと、きょうは国会日程が非常にタイトと聞いておりますので、簡潔に質問もいたし、簡潔な御答弁をいただいて、時間を節約したいと考えます。お許しをいただきます。

まず、与党案について伺います。私は、議運の筆頭理事をしておりましたところに、現行議員年金制度への批判の最大のポイントが、国庫負担率が七二・七%、公的年金に比べて際立つて優遇されていることに端を発した議論から、両院議長のもとに調査会を設置していただいて、現行制度を廃止して、緊急是正として、国庫負担率を五〇%として総支給額も現行より大幅に削減する暫定年金にとりあえず移行をし、その後、一元化を初めとする年金の整備に伴って、その段階で議員年金も考え直すという案を一人は検討いたしました。

今回提案された与党案は、来年度以降直ちに現行制度を廃止してするために、現職の納付金はなくなり、結果的に国庫負担が一〇〇%と当面はなくなります。しかし、現在受給資格のごさいます、配偶者も含めて九百数十人、並びに既に受給資格を持っている方々がすべて今度の与党案によって受給を終えるには恐らく四、五十年かかると思えます。けれども、最終的には国庫負担率はゼロになる。これは考え方でごさいます。私は、年金制度の廃止、一つの案であらう、こう考えますけれども、こうなつた政策判断の基本認識について伺いたい、これが一点。

もう一点は、国会議員の生活は、皆様もう既に御存じのとおり、配偶者も含めて極めて厳しい生活を強いられるものであります。また、国のために自己を犠牲にすることも多々ございます。一般国民と同じと河村さんはおっしゃいますけれども、そのハードさは物の比較になりませんし、プ

ライドも持っておりますし、また、一番問題は、ある程度生活を保持できる、そうした条件が整わない限り、ただでこの世界に入つてこうとしている方、それを阻害することになる。国会議員になるのは、大金持ちか、これは支障があるかわかりませんが、世襲か、名譽欲の権化か、権力欲か、そうした者しか国会に集まらない劣化現象につながつたらえらいことだと私は考えます。

ただでさえ、今世間を騒がせている事件を考えれば、私たち国会議員が率先してこの日本の精神文明の劣化に歯どめをかける大きな役割を担うべきことを考えますと、私は何とかして、この案はこの案として認めますけれども、将来的に、国会法にある退職金制度も含めて、与党案を中心に議員生活を整備すべきであらう、こう考えておりますが、この点について、まず与党の御答弁をいただきたい。

○田野瀬議員 たいま鈴木委員より、与党に対して、中身で言うならば三種類、言いかえれば三問あつたかと思えます。それにつきまして、一つずつお答え申し上げていきたいと思うので

まず、国庫負担一〇〇%となる基本的政策判断でございますけれども、与党提出の法案によれば、来年度以降は、廃止に伴う経過措置により、現在の受給者、有資格者のみが年金を受けるだけでありまして、御指摘のとおり、国庫負担は一〇〇%となります。

しかしながら、これは制度解消に伴う当然の帰結でありまして、短期的には、現職議員が退職時に納付した納付金の返還給付を受けるために、一時的に財政支出が相当額ふえることとなります。しかしながら、現行制度を続ける限り永遠に国庫負担が生ずるのに対しまして、この案では、将来必ず制度消滅に至るものであつて、国庫負担は減しながらゼロになるというのを申し上げます。国会議員の待遇制度と退職金の規定についてでございますけれども、お説のとおり、議員年金

は、退職後の所得保障により、在職中、後顧の憂いなく国政活動に邁進できるという機能を果たすもの、いわば民主主義のコストであると言われております。しかしながら、国民を取り巻く依然厳しい社会経済状況も踏まえ、この際、議員年金を廃止することとしたのが与党案でございます。

御案内のとおり、議員には退職金制度はなく、これにかわるものが現行互助年金制度でございますが、残された退職金規定についてどうするのかはもとより、今後、議員全員を加入者として厚生年金制度を適用するのかなど、国会議員の公的年金制度における位置づけも含めた、国会議員の職責にふさわしい待遇はいかにあるべきかなどといった全般にわたる事柄について幅広く協議を行うべきと考えております。今後、必要があれば、議会制度協議会などの適切な場で御協議をいただくべきことである、そのように認識をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○鈴木恒(委員) 民主党案について一問だけ、河村さんにお伺いをしたい。

河村さんは、冒頭、総理をねらうとかおっしゃいましたが、そういう気概があらわれると何度も聞いておりますから、あえて河村さんを指定して質問いたします。

河村さんは、既に十二年九カ月の議員歴をお持ちで、年金の受給有資格者であります。そこにいらつしやる方だ一人であります。民主党の中の、現職議員で既に受給資格を持っていらつしやる方は、私の調べでは、衆議院で三十一人、参議院で二十七人、河村さんも含めて五十八人いらつしやいます。

民主党案は、既受給者九百人、奥様は別ですが、御当人五百人は三割カットだ。これも明らかに財産権の侵害で、とても訴訟にたえるものではないと思いますが、それはそれとして、この与党案は、本日この委員会、あるいは本会議を経て、参議院で年度内に恐らく成立するでしょう。

そうすると、四月一日施行になるはずであります。さて、河村さん、そこであなたにお伺いいたします。

他の法律案その他と違って、この法律案は、議員個人にかかわる問題であります。そこで、河村さん、配偶者がいらつしやるかどうか私知りませんが、配偶者も含めて、一時金なり、納付金の還付金ですね、あるいは年金は、まさかお受け取りにならないでしょうね、法律が施行されても同じように、もう一問。

この民主党の案は党議決定されておりますから、この五十八人の方々もあなたと同じように、還付金も年金もお受け取りになりませんね。それを党議で決めますね。この点だけお答えください。そうじゃないと、ポピュリズムになりますよ。

以上です。

○河村(た)議員 私の個人のことは、私の責任で答えさせていただきます。

私はかねがね、非常に孤独な闘いでしたけれども、議員年金というものは、先が言いまして言うておりましたから、仮に廃止できなかった場合は全額寄附すると……(鈴木恒)委員(寄附はできないです)いや、退職していただきますから、当然、議員年金をもらうときには、退職してからのことですから、それは間違いなんです。そう言うておりました。

今回の場合は、まだ私たちの案がかかっておりますので変なことは申し上げませんが、納付金につきましても、これは先ほど言いましたように全額税金でございますし、加えて、これは既に所得税三〇%それから住民税一三%の社会保険料控除があるのです。それをもらうということ、私は、私は潔しとはいいたしません。

ですから、一円もみずからのものにはいたしません、絶対に。それだけはこのことで、せつかくのチャンスが与えられましたので約束しておきます。

す。

○鈴木(恒)委員 もう一分いただきます。

党議決定された法案ですよ。それが否決されたとしても、モラルとして、政治家のあるべき姿として、政党のあるべき理想の姿として、ポピュリズムの批判をはね返すためにも、党議決定すべきじゃありませんか、民主党は全員権利を留保する。

以上、質問を終わります。

○細野議員 民主党の廃止法案を出している我々からすると、鈴木委員の今の御質問というのは大変心外でございます。我々のものが廃止法案で、それを今御審議いただいて可決を目指しているわけでございます。

そもそも自民党の案というのは、十年以上の議員の方が、これはもう納付をされないということとを前提に、実際に年金を受給するか、もしくは一時金をもらうかという選択をできるわけですね。ということは、結局、払う方は確かに廃止になるけれども、鈴木委員自身がお答えをいたしているのとおり、これは四十年から五十年給付は続く、実質的には議員年金の存続がなされるという案でございます。まして、廃止というのは名前ばかりでございます。まして、我々は、与党案というのは廃止案ではないというふうにご考えております。これは議員年金の廃止法案を議論する場所でございますから、良識を持っていらつしやる委員の皆さんでございますので、私どもは、民主党の案が可決をされるものというふうにご考え、御懸念は無用かと思っております。(発言する者あり)

以上です。

○佐田委員長 不規則発言は控えてください。

次に、笠浩史君。

○笠委員 民主党の笠浩史でございます。ただいま、鈴木委員の方から、質問の中で、精神文明の劣化をとめるためにもという話がありましたけれども、まさにそのためにも、私は、本日の議員年金の廃止こそ我々がやらなければいけない最初の出発点であると。まさしく私も、民

主党の中でこの法案を取りまとめたときに、我々、特に若い世代の議員が中心になって、老後のことを心配して政治家になる人が果たしてこの国をしつかりと引っ張っていくことができるのかと。

国民は見ているわけです。生活は大事です。しかし、恐らくここにお集まりの皆様も、老後のために政治家になつたわけじゃないわけですから、私は、それだけの覚悟を持って、これは与党も野党もなく、それぞれの議員が活動していると。そして、その姿勢こそが今国民がまさに注目をしているのではないかと。みずからが律するところから始めていかなければ、政治の信頼というものを取り戻すことはできないということを冒頭に申し上げます。

まず最初にお伺いをしたいことは、この議員年金廃止の動きが確かに急展開しました。我々は、二年前の参議院選挙でも、昨年の総選挙でも、マニフェストとして掲げました。これを小泉総理が、昨年の総選挙の後に、議員年金を廃止しようということをおっしゃった、私はこれは英断だと思っております。

ただ、十二月の七日でしたか、このときに、さらに小泉総理は一人踏み込んで、まさに民主党の案じゃないと廃止法案じゃないじゃないか、与党案では選択制、この部分が残る限りは、これは廃止とならないのじゃないかということをおっしゃっていた、見識だと思っております。それが、一夜明けて、突然のように方針が変わって、今回出されております与党案というものが出てきたわけです。

私は、小泉さんの考えの方が正しいと思う。それがどうして一夜にしてこういうふうな形に変わってきたのか、まず与党のこの法案提出者の方に経緯をお伺いしたいと思います。

○宮路議員 今、笠委員御指摘のそういう総理の御発言があったということは、報道で我々承知をいたしておるわけですが、直接私自身は総理にお会いしておりませんので、つまびらかなこ

とは承知をしております。

しかし、いずれにしましても、その後、与党の責任ある者が総理に会いまして、法案の中身をしっかりと説明申し上げ、総理もそのことを御了解されて、そしてそれを受けて我々もこの法案を提出させていただいておる、こういうことでもあります。

○笠委員 それでは、お伺いをいたしますけれども、我々の民主党案、きょう審議をいただいております民主党案の一番の問題点、なぜ民主党案ではだめなのかということをお答えいただきたいと思ひます。

○宮路議員 民主党案を拝見いたしますと、議員年金が特権的であるというその一言をもつて、今既に受給をされておられる、そういう方のもとの年金額やOB議員の現在の生活に与える影響といったものを無視されて、一律にOB議員の場合については三割もカットされる。また、既に受給資格が発生しておられる議員歴十年以上の現職の人についても、これをすべて一時金五割というものにするということでありまして、これは憲法二十九条にうたわれている財産権の保障という面から見ても行き過ぎたものではないか。また、特にOBの議員の皆さんの生活の安定という面から見ても、これは許しがたいものではないか、かように思っております。

○笠委員 今、宮路議員の方からの説明の中で、憲法の財産権の侵害に当たるといふ話があったわけでございます。

例えば、与党案にしても、OB議員についても四から一〇％の減額、あるいは現職一五％の減額ということも含めて、我々はより踏み込んでおりますけれども、同じように減額をしているということについては、まさに五十歩百歩。減額をするという点については、もしそれであれば、この与党案も憲法の財産権の侵害に当たるといふことになるわけですが、そうではないところで、この憲法の財産権という議論ではなくて、やはりこれはすべてこれまで税金で賄われている話です

から、この廃止をするに当たつてなるべく国庫負担というものを減らしていかなければならない、そうしなければ国民の皆様は納得しない、そういうことで、より民主党案というものは踏み込んであるわけでございますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○宮路議員 憲法二十九条で保障された財産権、その侵害というものがどこまで許されるかということにもなるわけですが、これは、その当該、この場合は互助年金の受給の権利、その権利の性質といましようか、その侵害する場合の侵害の程度、あるいはまたその侵害によつてもたらされる公益、国益といましようか、そういったものも総合的に勘案し、そしてまた、当然既受給者の生活の安定ということもそこで考慮しなければならぬわけでありまして、そういったものもろの事情を考慮する中で、我が党が示したものはぎりぎりの二十九条の範囲内で許されるものではないか、そういう判断をさせていただき、そしてその中で、国費の支出の抑制というものにもこれは貢献する、その点も十分加味して、このような案とさせていただいておるところであります。

○笠委員 今、ぎりぎりのという話がありましたけれども、私は、その根拠というものが全く理解できません。そして、まさしく議員年金の廃止法案といひながら、この与党案では、ことし四月一日以降であっても、在職十年以上の現職国会議員が退職すれば、減額をされるといふ年金を支給する、あるいは、この部分は選択ができるわけですね。この年金の支給が続くという、選択する余地がある限りは、どう考えても、やはり議員年金の廃止法案といふにはふさわしくないのではないかと、呼ぶに値しないと思つておるのですけれども、いかがでしょうか。

○宮路議員 我々の案では、議員在職期間十年以上の方については、今御指摘のような選択、年金と一時金の選択をしてもらう、そういうことについておるわけでありまして、十年以上の方は、申すまでもなく、現行法第九条によつて年

金資格が生じておるわけでありまして、これを無視するというわけにはまいらないということでもあります。そういうことで、この権利は一五％のカットをしながらも認めるということにいたしております。

ただし、この法律が施行されれば、もう完全にこの法の施行によつて新しく受給資格が生じることはないということになるわけでありまして、また、在職期間の加算も行われないということになりますので、したがつて、現行制度そのものは廃止され、ただし、経過措置として今申し上げたような措置が残る、こういうことになるわけであり

ます。

○笠委員 今、現行制度の九条という根拠があるのだということをおっしゃいましたけれども、まさしくこの法律をつくつたのも国会議員自身でございます。ですから、国会議員がつくつた法律で縛られて、そして自分たちに都合のいい部分はその法律を守らなければいけないというのであれば、これはやはりお手盛り。

我々がここで議論するのは、まさにそれがおかしいから変えていくのだ。例えば、OBの方については、今まで働いて、それで年金の掛金を納めてこられた、そこは区別をされたとしても、少なくとも現職の我々議員は、しっかりと廃止をしようということをやつたというからには、廃止と呼べるような案にしなければならぬ。

そうしなければ、まさにこれは、これこそ本当に、国会議員年金の偽装ではございませんけれども、きょうくしくも与党案も民主党も国会議員互助年金法を廃止する法律案ということで今審議をしているわけですね。同じ法案名でございます。しかし、私は、今までは、それぞれが掛金をきちつと払つて、そしてそこを支え合うというものがあつたけれども、ここで与党案が成立するといふことになれば、まさに互助という文字がとれて、新たに国会議員年金法を創設する法律ということになるのではないかとこのことを指摘いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○佐田委員長 次に、小宮山泰子君。

○小宮山泰子委員 民主党の小宮山泰子でございます。

私も、国会議員互助年金法を廃止する法案、これはどちらも同じ法案名でございますが、自民党、公明党提出の法案に対しては反対、そして民主党提出の法案に対して賛成の立場から質問をさせていただきますと思つております。

私自身、自民党の県議会議員をさせていただいたときに、人生の先輩から、十年頑張れ、そうしたら年金がつくぞと現実と言われたことがございます。

まず最初に聞かせていただきたい。イエスかノーかで、簡単に構いません。

私たちが衆議院、ここに集まっている者は、国民のために働こう、そう思つて来ていると思ひますので、まずその心意気といたしまして、当然、年金をもらいたくて来ている議員は各党いらつしやらないと思ひます。その確認を一つさせていただきたいと思ひます。

○大口議員 我々が議員になる目的は、やはり我々が目指そうとする政策を実現するために議員になつたわけでございます。ですから、年金をもらうために政治家になつたという方はない、私はこう信じていると思ひます。

○小宮山泰子委員 今答えがあつたとおり、これは恐らく全員が同じことを思つておると思ひます。

この議員年金、議員になる前は、ここにいるだれもが議員年金の対象者ではない、これも当然であります。それであるならば、やはりいろいろな社会の問題、そして政治の中にもいろいろな問題が混在して、今根本的に何のために法律や多くの基盤があるかということが問われる時代になつておる。その中で、恐らく、議員自身が何をすべきであり、国民の中でどういった立場であり、先ほどプライドがあるとおっしゃられておりました、そういったプライドと兼ね合わせ、皆さんとともに日本をつくつていくのだということ

示す、そういう時期に入っているのだと私は考えております。

その中において、国会議員の中で、議員互助年金法の廃止に関して、国民の信頼やプライドというものに對してしっかりと国民に示すということで、多くの皆さんがこの議員年金の廃止に對し賛同をし、今ここに法律が提出されているのだと私は考えております。

そこで、質問させていただきますが、与党案の中にあります高額所得による年金停止の部分につきましては、普通退職年金と前年の互助年金外所得の合計額が七百万円を超える場合、超える額の二分の一は支給停止となっておりますけれども、国民の一年間の生活を考えれば、七百万円あれば十分ではないかと私は考えます。そして、十分に生活もできる。平均から考えてみてもその点は、国民年金をもらっている方から見ればもう十分過ぎるほどだと言われる不公平感があるという、そのことを耳にしているのも、恐らく皆さん同じだと思えます。この点に関して、与党案、まずもってこの七百万円の設定についてぜひお聞かせください。

○大口議員 民主党案では、合計額が七百万円を超える場合、超える額を全額支給停止にする、こうしているわけですが、これでは、OB議員が働いて収入を上げていった場合、その上がつた収入の分だけ年金が停止されて、結果として七百万円を超えた場合はトータルで収入が変わらない、こういうことになってしまうわけですが、OB議員の働く意欲ということとの関係で、私は問題があるのではないかと。

ただ、与党案におきましても、高額所得者になればなるほど、年金の停止額が大きくなるわけですね。そして最大限、年金がゼロになるということもあるわけですが、そういう点で、七百万円を超えた額の二分の一を停止していく、そして最終的には、高額になってくればだんだんその額が減少し、そしてゼロになるということも御理

解いた、だいたいと思います。

○小宮山泰委員 それでは、現状といたしまして、これは本当に早急に始まる制度でもございまして、与党案の中において、特に与党においてでしょうけれども、高額所得で減額されるという対象者はどのぐらい見込まれているのでしょうか。OBです。その点は、改選がない限りは、生死はありますが、どのぐらいをOBの方で見込まれているのか。

○大口議員 新たな受給者で六割ぐらいだと思います。

○小宮山泰委員 大半がその対象者であるということですのでよろしいですか。もう一回、その説明をお願いいたします。

○大口議員 新たに停止がかかるのが六割ということですから、（小宮山（泰）委員）二分の一停止と呼ぶのはいい。

○小宮山泰委員 ということは、六割の方はある意味高額な所得を得ている方だということの認識になってよろしいわけですね。

○大口議員 六割の方が七百万円を超えるということでございます。

○小宮山泰委員 それでは、民主党に何わせていただきます。

この点に関しては、やはりこれから国庫負担になっていく。先ほど質問の方では四十年から五十年かかると言っておりましたけれども、国民に對し、この国庫負担の部分に関して民主党の案というのはどういったことで提出されているのか、説明をお願いいたします。

○園田康議員 お答えをさせていただきます。民主党の案の場合は、ここで完全廃止という形にさせていただきます。その後の年金に関する受給者、これはOB議員を除いたわけでありまして、現職議員に對しては、国庫負担金は生じません。

さらに申し上げさせていただきますならば、今回私どもが完全廃止という形にさせていただきますものに関して、いわば他の制度、先ほど議員生活が

大変苦しいという御説明があったわけでありまして、けれども、今は御承知のようにOB議員の方々に對しても、大変な高額所得者の方々もまだだいたいと言いつつ、形からすれば、生活に苦しいという言いわけは私は国民に對しては決して通じないのではないかと。

それから、今私どもは、国民年金あるいは共済年金、厚生年金の一元化を民主党としては目指させていただいているところでございます。そういう観点からすれば、議員たるもの、国民年金もしっかりとあるわけですから、抜本的な改正をするということであるならば、国民年金のしっかりとした一元化に向けて我々議員は努力をすべきではないかと今ふうに考えております。

○小宮山泰委員 ありがとうございます。

今、与党案に關しましては、十年以上の現職議員に對しましては、選択ができるという部分も設けているかと思えます。これは、普通退職年金を支給する形か、一時金で支給したく形かという選択ができるわけですが、選択によって支給額が見込みとしては大分変わってくるのではないかと、いうことは試算されたのでしょうか。

○大口議員 これは試算はしておりませんが、個々の議員によつて違ふのです。ですから、個々の議員の条件によつて違ふかと思えます。

○小宮山泰委員 個々の議員によつて違ふということを考えるならば、全員が一時金をもらう形もできますし、年金という形でもらうことも選択ができます。極端な例かもしれませんが、そういうことを考えると、結局のところ、十年以上の方にはなりますが、制度自体残ってしまう。そういう意味では、廃止という法案であっても、余り変わりがない。

やはりその辺は、私は先輩の、年配のといつたら失礼ですが、対象者の方の話とかをいろいろ聞きますると、やはりこれはなくしてほしくないよと大分前から言っている方の話も随分聞かえてきます。（発言する者あり）それは個人のプライバシーです。

恐らく、今はもう言葉に出せなくなっているも、やはり思っている方はまだ随分いらつしやるのではないかと。やはり老後の心配というのは、今、国民も同じです。皆さん、将来のことを心配しています。それは人間、同じであります。国民として、恐らく議員も同じだから、心配していると思えます。しかし、この制度は、対象者が全部これをとつたならば、制度として与党案では本当は変わらないのではないかと、そういう心配がしてなりません。

そして何よりも、先ほどから少しづつありますけれども、やはり鈴木委員の話もありましたけれども、ある程度生活が保持できるようにしてほしいといったことと、また、退職規定とかそういう全般にわたる制度を今後協議していく必要があるのではないかとという答弁もございました。自民党は、与党ですけれども、この制度の中で、今後こういう退職金制度などを改めてまた復活させるようなことを考えているのではないかと、そういうことが全くなのかどうか、最後にお伺いしたいと思えます。

○大口議員 まず、民主党さんが、要するに受給の方を選択されないのかどうかですね。まあいろいろあると思えますけれども、それはそれといたしまして、今後につきましては、現行制度を廃止した後の国会議員の退職時の処遇などにつきましては、例えば国会法三十六条の規定との関係、地方議員の年金制度の関係、それから地方公共団体の首長さん、これは四年間でも、かなりの金額の退職金をもらっておられますけれども、そういうもののあり方等、いろいろと議論しなければいけないことがあると思えます。そういう点で、与野党ともにさまざまな議論があるかと思えますので、これは議会制度協議会などいろいろな場面で引き続き検討していきたいと考えております。

○佐田委員長 もう時間が来ております。

○小宮山泰委員 最後、よろしいでしょうか。ぜひこの辺、国民に負担をかけないような、そ

次に、宮路和明君外六名提出の国会議員互助年金法を廃止する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐田委員長 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐田委員長 次に、趣旨説明を聴取する議案の件についてありますが、内閣提出の石綿による健康被害の救済に関する法律案、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案の両法律案は、本日の本会議において趣旨の説明を聴取し、これに対する質疑を行うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、右両法律案の趣旨説明は、小池環境大臣が行います。

右両法律案の趣旨説明に対し、民主党・無所属クラブの長浜博行君、公明党の高木美智代君から、それぞれ質疑の通告があります。

質疑時間は、おのおの十分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、質疑者の要求大臣は、お手元の印刷物のとおりであります。

一、趣旨説明を聴取する議案の件

石綿による健康被害の救済に関する法律案
〔内閣提出〕

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案
〔内閣提出〕

趣旨説明 環境大臣 小池百合子君

質疑通告 時間 要求大臣

長浜 博行君〔民主〕 十分以内 官房

高木 美智代君〔公明〕 十分以内 官房 環境、国交、厚労

○佐田委員長 それでは、本日の本会議は、午後零時五十分予鈴、午後一時から開会いたします。

○佐田委員長 次に、次回の本会議の件についてありますが、次回の本会議は、来る三十日月曜日午後五時から開会することといたします。

また、同日午後三時理事会、午後四時から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

国会議員互助年金法を廃止する法律案〔宮路和明君外六名提出〕

国会議員互助年金法を廃止する法律

国会議員互助年金法〔昭和三十三年法律第七十号〕は、廃止する。

附則

〔施行期日〕

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第五条、第六条及び第十条の規定は、同年七月一日から施行する。

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの法律による廃止前の国会議員互助年金法（以下「旧法」という。）第二十一条第一項の規定により旧法第二条第一項の互助年金又は

同条第二項の互助一時金を受ける権利についての裁定を受けた者及び施行日前にこれらの権利を有する者であつて旧法第二十一条第一項の規定による裁定を受けていないものに係る当該互助年金又は互助一時金については、旧法の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定は、この法律の施行の際現に国会議員である者に係る旧法第九条第一項の普通退職年金（旧法の規定により受けることのできた同項の普通退職年金であつて施行日前に給与を受けなかったもの（施行日前に旧法第二十一条第一項の裁定を受けたとしたならば旧法の規定により施行日前に受けることのできたものを含む。附則第十四条第一項において「未受給の普通退職年金」という。）を除く。）には適用しない。

第三条 前条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第九条第一項の普通退職年金（以下「旧普通退職年金」という。）を受ける者のうちその年額の計算の基礎となる議員の歳費年額の十二分の一に相当する金額（以下この項において「基礎歳費月額」という。）が次の各号に掲げる金額である者に給すべき旧普通退職年金の年額は、平成十八年四月分以降、前条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の普通退職年金の年額の計算に關する規定にかかわらず、これらの規定（旧法第九条第四項を除く。）により計算された金額に、次の各号に掲げる基礎歳費月額の区分に応じ、それぞれ、当該各号に定める割合を乗じて得た年額に改定する。

一 八十八万円 百分の九十六

二 九十六万円九千円 百分の九十三

三 九十八万円九千円 百分の九十二

四 百三万円 百分の九十

2 前項の場合における前条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第九条第四項の規定の適用については、同項中「前二

項」とあるのは、「国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第 号。以下「廃止法」という。）附則第三条第一項」とする。

〔職権改定〕

第四条 前条第一項の規定による旧普通退職年金の年額の改定は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十二条に規定する局長が受給者の請求を待たずに行う。

（高額所得による旧普通退職年金の停止）

第五条 旧普通退職年金は、これを受ける者の旧普通退職年金の年額と前年における互助年金（旧法又は附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の規定により支給された互助年金をいう。）外の所得金額（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）に基づき支給される歳費及び期末手当に係る所得の金額を除く。）との合計額が七百万円を超えるときは、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第十五条の二第一項の規定にかかわらず、当該合計額から七百万円を控除した金額の二分の一に相当する金額（その金額がその者の旧普通退職年金の年額を超えるときは、当該旧普通退職年金の年額に相当する金額）の支給を停止する。

2 前項の場合における附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第十五条の二第二項から第五項までの規定の適用については、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは、「廃止法附則第五条第一項」とする。

（適用区分）

第六条 前条の規定は、平成十八年七月分以降の旧普通退職年金について適用し、同年六月分以前の旧普通退職年金の高額所得による停止については、なお従前の例による。

（現職国会議員の普通退職年金）

第七条 この法律の施行の際現に国会議員である

者であつて施行日の前日に退職(旧法第三条の退職をいう。以下同じ。)したものとすれば旧法第九条第一項の規定により普通退職年金を受ける権利を有するものが退職したときは、その者に普通退職年金を給する。

2 前項の普通退職年金については、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の普通退職年金に関する規定の例による。

(在職期間の終了)

第八条 前条第一項の普通退職年金の年額の計算については、同項に規定する者の在職期間は、同条第二項の規定によりその例によることとされる旧法第十一条第一項の規定にかかわらず、平成十八年三月をもって終わるものとする。

(現職国会議員の普通退職年金の年額)

第九条 附則第七条第一項に規定する者に給すべき普通退職年金の年額は、同条第二項の規定によりその例によることとされる旧法の普通退職年金の年額の計算に関する規定にかかわらず、これらの規定(旧法第九条第四項を除く。)により計算された金額に百分の八十五を乗じて得た金額とする。

2 前項の場合における附則第七条第二項の規定によりその例によることとされる旧法第九条第四項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「廃止法附則第九条第一項」とする。

(高額所得による普通退職年金の停止)

第十条 附則第七条第一項の普通退職年金の高額所得による支給の停止については、同条第二項の規定によりその例によることとされる旧法第十五条の二第一項の規定にかかわらず、附則第五条の規定を準用する。この場合において、同条中「附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法」とあるのは「附則第七条第二項の規定によりその例によることとされる旧法」と、同条第二項中「廃止法附則第五条第一項」とあるのは「廃止法附則第十条にお

いて準用する廃止法附則第五条第一項」と読み替えるものとする。

(公務傷病年金)

第十一条 国会議員が施行日前に受けた公務に基づく傷病により重度障害の状態となり施行日以後に退職したときは、その者に公務傷病年金を給する。国会議員が、退職後三年以内において、施行日前に受けた当該在職中の公務に基づく傷病により施行日以後に重度障害の状態となつたときも、同様とする。

2 前項の公務傷病年金については、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の公務傷病年金に関する規定の例による。

(遺族扶助年金)

第十二条 旧普通退職年金若しくは附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第十条第一項の公務傷病年金を受けける者が死亡したとき、附則第七条第一項の普通退職年金若しくは前条第一項の公務傷病年金を受けける者が死亡したとき又はこの法律の施行の際現に国会議員である者が在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに附則第七条第一項の普通退職年金若しくは前条第一項の公務傷病年金を給すべきときは、その者の遺族に遺族扶助年金を給する。

2 前項の遺族扶助年金については、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の遺族扶助年金に関する規定の例による。

3 次の各号に掲げる者の遺族に給すべき第一項の遺族扶助年金の年額は、前項の規定によりその例によることとされる旧法の遺族扶助年金の年額の計算に関する規定にかかわらず、当該各号に定める金額を基礎として、旧法第十九条第二項の規定の例により算出した金額とする。

一 旧普通退職年金を受ける者であつて附則第三条第一項の規定の適用を受けるもの 同項の規定により算出した旧普通退職年金の年額

二 附則第七条第一項の普通退職年金を受ける者 附則第九条第一項の規定により算出した普通退職年金の年額

三 施行日以後に在職中死亡した国会議員であつて、その死亡を退職とみなすときは附則第七条第一項の普通退職年金を給すべきもの 附則第九条第一項の規定により算出した普通退職年金の年額

(退職一時金)

第十三条 この法律の施行の際現に国会議員である者が退職したときは、その者に退職一時金を給する。

2 前項の退職一時金については、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の退職一時金に関する規定(旧法第十条の二第一項及び第二項を除く。)の例による。

3 附則第八条の規定は、第一項に規定する者の在職期間について準用する。

4 既に旧法の規定により旧法第九条第一項の普通退職年金又は旧法第十条の二第一項の退職一時金(以下この項において「旧法による普通退職年金等」という。)を受けた者に第一項の退職一時金を給する場合における当該退職一時金の額は、第二項の規定によりその例によることとされる旧法第十条の二第三項の規定により算出した金額から既に受けた旧法による普通退職年金等の額を合計した金額(当該合計した金額が同項の規定により算出した金額を超えるときは、当該算出した金額)を控除した金額とする。

(普通退職年金を受ける権利の消滅等)

第十四条 附則第七条第一項の普通退職年金を受ける権利を有する者が前条第一項の退職一時金を受ける権利の裁定を請求したときは、当該普通退職年金を受ける権利(未受給の普通退職年金を受ける権利)を有する者にあつては、その権利を含むものは、消滅する。

2 附則第七条第一項の普通退職年金を受ける権利を有する者がその権利の裁定を請求したとき

は、前条第一項の退職一時金を受ける権利は、消滅する。

(遺族一時金)

第十五条 この法律の施行の際現に国会議員である者で平成十八年三月までの在職期間が十年未満のものが在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに附則第十三条第一項の退職一時金を給すべきときは、その者の遺族に遺族一時金を給する。

2 前項の遺族一時金については、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の遺族一時金に関する規定の例による。

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第十六条 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二条第一項の互助年金並びに附則第七条第一項の普通退職年金、附則第十一条の公務傷病年金及び附則第十二条第一項の遺族扶助年金は、国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第三十一号)第十九条第五項において準用する場合を含む。)の適用については、前条の規定による改正後の国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなす。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十八条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一項中「国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)若しくは地方公務員等共済組合法第十一章の規定の適用を受ける者」を「国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第十九条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第二項第八号を削る。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 旧普通退職年金及び附則第七条第一項の普通退職年金に係る債権は、国税徴収法第七十六條第一項に規定する給料等とみなして、同条の規定を適用する。

2 旧法第十条の二第一項の退職一時金及び附則第十三条第一項の退職一時金に係る債権は、国税徴収法第七十六條第四項に規定する退職手当等とみなして、同条の規定を適用する。

(児童扶養手当法の一部改正)
第二十一条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)
第二十二條 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二条第一項の互助年金並びに附則第七条第一項の普通退職年金、附則第十一条第一項の公務傷病年金及び附則第十二条第一項の遺族扶助年金は、児童扶養手当法の適用については、前条の規定による改正後の同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二十三条 地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第六百六十四條の二第一項中「年額が」の下に

第一類第十六号 議院運営委員会議録第四号

「国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第 号)による廃止前の」を加える。

(所得税法の一部改正)

第二十四条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)
第二十五条 施行日前に支払うべき前条の規定による改正前の所得税法第七十四条第二項第十二号に掲げる納付金については、なお従前の例による。

(住民基本台帳法の一部改正)
第二十六条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十八の項中「国会議員互助年金法」を「国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第 号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法」に改める。

(総務省設置法の一部改正)
第二十七条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第八号を次のように改める。

八 削除

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第二十八條 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第六十五條の見出しを「(旧国会議員互助年金法の一部改正)」に改め、同条中「国会議員互助年金法」を「国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第 号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法」に改める。

理 由

現下の社会経済情勢にかんがみ、国会議員互助年金法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員互助年金法を廃止する法律案(河村たかし君外七名提出)

国会議員互助年金法を廃止する法律
附則

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定は、同年七月一日から施行する。

(既裁定者等に関する経過措置)
第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。前にこの法律による廃止前の国会議員互助年金法(以下「旧法」という。)第二十一条第一項の規定により旧法第二条第一項の互助年金又は同条第二項の互助一時金を受ける権利についての裁定を受けた者及び施行日前にこれらの権利を有する者であつて旧法第二十一条第一項の規定による裁定を受けていないものに係る当該互助年金又は互助一時金については、旧法の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定は、この法律の施行の際現に国会議員である者に係る旧法第九条第一項の普通退職年金であつて、施行日前に旧法第二十一条第一項の規定による裁定を受けていないものには適用しない。

(旧普通退職年金の減額)
第三条 前条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第九条第一項の普通退職年金(以下「旧普通退職年金」という。)の年額は、平成十八年四月以降、前条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の普通退職年金の年額の計算に関する規定にかかわらず、これらの規定(旧法第九条第四項を除く。)により計算された金額に、百分の七十を乗じて得た年額に改定する。

2 前項の場合における前条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第九条第四項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第 号。以下「廃止法」という。)附則第三条第一項」とする。

(職権改定)
第四条 前条第一項の規定による旧普通退職年金の年額の改定は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十二条に規定する局長が受給者の請求を待たずに行う。

(高額所得による旧普通退職年金の停止)
第五条 旧普通退職年金は、これを受ける者の旧普通退職年金の年額と前年における互助年金(旧法又は附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の規定により支給された互助年金をいう。)外の所得金額(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)に基づき支給される歳費及び期末手当に係る所得の金額を除く。)との合計額が七百万円を超えるときは、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第十五条の二第一項の規定にかかわらず、当該合計額から七百万円を控除した金額に相当する金額(その金額がその者の旧普通退職年金の年額を超えるときは、当該旧普通退職年金の年額に相当する金額)の支給を停止する。

2 前項の場合における附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第十五条の二第二項から第五項までの規定の適用については、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは、「廃止法附則第五条第一項」とする。

(適用区分)
第六条 前条の規定は、平成十八年七月以降の旧普通退職年金について適用し、同年六月分以前の旧普通退職年金の高額所得による停止につ

いては、なお従前の例による。

(公務傷病年金)

第七条 施行日前に退職(旧法第三条の退職をいう。以下同じ。)した国会議員が、当該退職後三年以内において、当該在職中の公務に基づく傷病により施行日以後に重度障害の状態となったときは、その者に公務傷病年金を給する。

2 前項の公務傷病年金については、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の公務傷病年金に関する規定の例による。

(遺族扶助年金)

第八条 旧普通退職年金若しくは附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第十条第一項の公務傷病年金又は前条第一項の公務傷病年金を受ける者が死亡したときは、その者の遺族に遺族扶助年金を給する。

2 前項の遺族扶助年金については、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の遺族扶助年金に関する規定の例による。

3 旧普通退職年金を受ける者が死亡した場合におけるその遺族に給すべき第一項の遺族扶助年金の年額は、前項の規定によりその例によることとされる旧法の遺族扶助年金の年額の計算に関する規定にかかわらず、附則第三条第一項の規定により算出した当該旧普通退職年金の年額を基礎として、旧法第十九条第二項の規定の例により算出した金額とする。

(清算金)

第九条 この法律の施行の際現に国会議員である者に対し、清算金を給する。

2 前項の清算金の額は、その者が旧法第二十三条第一項及び第二項の規定により国庫に納付した納付金(旧法第九条第一項の普通退職年金又は旧法第十条の第二項の退職一時金を受ける権利について旧法第二十一条第一項の規定による裁定を受けた者にあつては、その権利の基礎となつた在職期間に係るものを除く。)の総額の

百分の五十に相当する金額とする。

3 第一項の清算金を受ける権利は、恩給法第十二条に規定する局長が裁定する。

4 第一項の清算金は、退職時に給する。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の清算金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(死亡前の未受領清算金の支給)

第十条 前条第一項の清算金を受ける権利を有する者が清算金を受けずに死亡したときは、当該清算金は、当該国会議員の遺族に給し、遺族がないときは、死亡者の相続人に給する。

2 前項の未受領清算金の支給については、旧法第二十二條の規定の例による。

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第十一条 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二条第一項の互助年金並びに附則第七条第一項の公務傷病年金及び附則第八条第一項の遺族扶助年金は、国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定(沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第五項において準用する場合を含む。)の適用については、前条の規定による改正後の国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなす。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十三条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一項中「国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)若しくは地方公務員等

共済組合法第十一章の規定の適用を受ける者」を「国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第十四条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第二項第八号を削る。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 旧普通退職年金に係る債権は、国税徴収法第七十六条第一項に規定する給料等とみなして、同条の規定を適用する。

2 旧法第十条の第二項の退職一時金に係る債権は、国税徴収法第七十六条第四項に規定する退職手当等とみなして、同条の規定を適用する。

(児童扶養手当法の一部改正)

第十六条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二条第一項の互助年金並びに附則第七条第一項の公務傷病年金及び附則第八条第一項の遺族扶助年金は、児童扶養手当法の適用については、前条の規定による改正後の同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十八条 地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十四条の二第二項中「年額が」の下に「国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第 号)による廃止前の」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

号を第十二号とする。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 施行日前に支払うべき前条の規定による改正前の所得税法第七十四条第二項第十二号に掲げる納付金については、なお従前の例による。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十一条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十八の項中「国会議員互助年金法」を「国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第 号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第二十二条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第八号を次のように改める。

八 削除

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十三条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第六十五条の見出しを「(旧国会議員互助年金法の一部改正)」に改め、同条中「国会議員互助年金法」を「国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第 号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法」に改める。

理 由

国会議員も国民年金その他の公的年金に加入している現状において、互助年金制度は既にその歴史的役割を終え、国会議員の単なる特権となつてしまつていくことにかんがみ、自らその特権を廃して国民と同じ視点に立ち、国民の負託にこたえることができるようにするため、国会議員の互助年金制度を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十八年二月一日印刷

平成十八年二月二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B